

倉敷市立東陽中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめ問題認知件数は少数かつ減少傾向にあるが、日常生活の中では、いじめ問題に発展しかねない言葉掛けや行動が見られることがある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめ問題の認知
- ・学校は、些細な兆候であっても、いじめ問題ではないかとの疑いをもって早い段階から適切な関わりをもち、積極的にいじめ問題を認知するよう努める。
- いじめ問題の未然防止・早期発見の重視
- ・自己肯定感を高めることにより、自他を大切にできる生徒の育成を目指した取り組みを行う。
- ・教師は、一人ひとりに声掛けを行い、学級や学校を心地の良い環境（居場所）にする。
- ・教師と生徒、生徒同士が信頼関係を築き、いじめ問題の未然防止につなげる。
- ・「できているところを称揚」「よいところ探し」「がんばった大賞」「かがやき賞」等を有効に活用する。
- ・生徒会主導の人権集会の実施など、生徒が主体となる取り組みを教育活動の中に設定する。
- ・SNS上のトラブルを解決するため、ネットパトロール事業と連携し、ネットいじめ問題の早期発見につなげる。
- いじめ問題の早期発見のために、学校生活のアンケートを年3回（必要に応じて適宜）実施し、教育相談週間と連携させ、教職員間での情報共有を図る。
- いじめ問題の解消の捉え方、及びそれに向けた対処
- ・いじめられた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月続いている。
- ・いじめられた生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、加害・被害に関わらず、日常的に注意深く観察する。

保護者・地域との連携

- ＜連携の内容＞
- ・基本方針をPTA総会で説明し、いじめ問題の未然防止・早期発見・対処の取り組みについて保護者の理解を得る。また、保護者がその保護する生徒にいじめ問題をさせないよう、規範意識を養うための指導を行うように協力を求める。
- ・学校運営協議会や地域学校協働本部実行委員会、青少年を育てる会の協力を得て、地域ぐるみで生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめ問題の早期発見に努める。
- ・保護者への情報モラル教育の啓発を行う。
- ・関係諸機関等からのリーフレットや会報を活用し、いじめ問題の啓発を行う。

学 校

いじめ問題対策委員会

- ＜いじめ問題対策委員会の役割＞
- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核・相談窓口、発生したいじめ事案への対応を行う。
- ＜いじめ問題対策委員会の開催時期＞
- ・年3回開催、及び、必要に応じて開催する。
- ＜いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達＞
- ・職員会議や職員朝礼（緊急の場合）で行う。
- ＜構成メンバー＞
- ・校内
校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・人権教育担当者・養護教諭・生徒指導部会・生徒支援コーディネーター・特別支援教育担当者
- ・校外
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・PTA会長・児童相談所・倉敷警察署

全 教 職 員

教育委員会・関係諸機関との連携

- 《教育委員会》
- ◎岡山県教育委員会
- ◎倉敷市教育委員会
- ・青少年育成センター
- 内容
- ・ネットパトロールによる監視、専門家の派遣・助言
- 《関係諸機関》
- ◎倉敷警察署
- ◎児童相談所
- ◎学校警察連絡室
- ◎倉敷少年サポートセンター
- 内容
- ・防犯教育の実施
- ・定期的な情報交換
- ・連絡会議の開催
- 《学校側の窓口》
- ◎教頭
- ◎生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 り 組 み

① い じ め 問 題 の 防 止	（教員研修） ・ハイパーQU・i-checkの活用の仕方についての研修を行う。 （生徒会活動） ・「いじめ問題を考える週間」において、生徒会主導の人権集会等を開催して、いじめ問題防止の意識を高める取り組みを行う。 （集団づくり） ・授業や特別活動の中で、互いを認め合う学習の機会を設定することで、自己存在感や充実感を感じられる学級・学年・学校づくりを進める。 （情報モラル教育） ・情報機器の利便性に付随して、情報を発信する責任を自覚し、ネットワーク社会のマナーとエチケットを身に付けるための授業を各学年において徹底する。
② 早 期 発 見	（実態把握） ・生徒の実態把握のためのアンケートを各学期ごとに実施し、教育相談と連携させることで生徒の生活の様子を十分把握し、いじめ問題の早期発見を図る。なお、アンケートは学期ごとに学年主任が集計し、卒業まで保管する。 ・ネットパトロール事業と連携して、ネットいじめ問題（ネット攻撃）の早期発見を行う。 ・学級担任一声掛け、生活ノートの点検をする。学級担任以外→異常があれば学級担任・学年教員に連絡する。 （相談体制の確立） ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、すべての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、生徒がいつでもいじめ問題を訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ・相談機関と連携し、相談カードを配布したり掲示したりすることで、外部の相談機関が利用できることを生徒に周知する。
③ い じ め 問 題 へ の 対 処	○いじめ問題が確認された場合、いじめ問題対策委員会を中心に組織的な対応を行う。 ○いじめ問題は、日常的衝突から犯罪行為に至るものまで広域にわたるものであるため、以下の3類型に分けて対応する。 ・生徒が成長する過程で一般的に見られる日常的衝突事案 ・教育的な見地からの支援や指導、助言を要する事案 ・学校教育の指導の範囲を超える事案→倉敷市教育委員会と警察等関係諸機関との連携を行う。 ○事実関係を徹底調査し、いじめ問題を受けた生徒とその保護者への支援を行う。 ○いじめに関与した生徒への指導と、その保護者への助言を行う。また、必要であれば全体指導を行う。 ○いじめ問題の重大事態への対処は、「いじめ問題の重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

倉敷市立東陽中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会 等	学校が実施する取り組み		
		① いじめ問題防止の取り組み	② 早期発見の取り組み	③ いじめ問題への対処
4月	○職員会議 ○いじめ問題対策委員会 ・指導方針、指導計画の確認 ○PTA総会で基本方針の説明(書面表決) ○学校運営協議会	○学年集会、学級づくりの取り組み		○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解 (いじめ問題対策委員会)
5月			○いじめに関する実態把握アンケート (人権担当)	
6月	○小中連絡会 ○いじめ問題対策委員会 ○学校運営協議会	○いじめについて考える週間(生徒会) ○いじめに関する道徳授業 ○いじめ問題防止の標語作成 ○人権集会(いじめ撲滅宣言)	○担任による教育相談 ○集団アセスメント(ハイパーQU・i-check)の実施	○アンケート結果の検討・対応 (いじめ問題対策委員会) ・学年主任は集計表を作成し、原本・集計表を保管する。
7月	○学校運営協議会 ○職員・保護者・生徒を対象とした防犯教室での研修、及び啓発	○学年集会 ○防犯教室(ネット犯罪等について)の実施(ネットいじめ問題、SNS、家庭でのルールづくり等について)	○個人懇談会	
8月		○人権・いじめ防止のポスター・人権標語の作成 ○学年集会		
9月				
10月	○いじめ問題対策委員会 ○PTA人権講演会		○いじめ問題実態把握アンケート (人権担当) ○集団アセスメント(ハイパーQU・i-check)の実施	○アンケート結果の検討・対応 (いじめ問題対策委員会) ・学年主任は集計表を作成し、原本・集計表を保管する。
11月		○情報モラルの授業または講演会 (必要に応じて)	○教育相談	
12月		○学年集会 ○人権集会(講演会)	○個人懇談会	
1月	○いじめ問題対策委員会	○学年集会	○いじめの実態把握アンケート (人権担当) ・必要に応じて教育相談をする。	○アンケート結果の検討・対応 (いじめ問題対策委員会) ・学年主任は集計表を作成し、原本・集計表を保管する。
2月	○学校運営協議会			
3月	○いじめ問題対策委員会 ・一年間の反省 ・取り組みの検証、基本方針の修正 ○小中連絡会 ○学校評議員会	○学年集会		

＜特に配慮が必要な生徒への対応＞

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行う。
教職員・保護者に対しては、講義や講演会などを適宜開いて積極的に研修を実施する。